

「共同ワーキング・チームの運営について」の改正について

「共同ワーキング・チームの運営について」（平成 27 年 11 月 9 日共同ワーキング・チーム決定）を改正したので、報告する。

（改正の趣旨）

当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の座長が正当な理由があると認める場合における共同ワーキング・チームの資料及び議事概要の取扱いについて定めるものである。

平成 27 年 11 月 9 日  
共同ワーキング・チーム決定  
令和 8 年〇月〇日一部改正

## 共同ワーキング・チームの運営について

### 1. 共同ワーキング・チームの目的

共同ワーキング・チームは、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会（以下「会計基準等部会」と略称）が所掌する独立行政法人の会計に関する事項（以下「会計基準」と略称）及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する事項（以下「会計監査基準」と略称）に関して、財政的な見地からも専門的かつ詳細な検討が必要な場合、会計基準等部会からの付託を受け、次の事項を検討する。

- 会計基準及び会計監査基準の改訂
- 会計基準及び会計監査基準の中長期的課題の検討

### 2. 共同ワーキング・チームの構成

- (1) 共同ワーキング・チームは、会計基準及び会計監査基準を所管する会計基準等部会と、公会計に専門的な知見を有する財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会（以下「法制・公会計部会」と略称）の委員から構成される。
- (2) 共同ワーキング・チームの座長は、構成員の中から互選により指名され、座長代理は座長により指名されるものとする。
- (3) 座長及び座長代理は、検討にあたっての均衡を保つため、会計基準等部会から 1 名、法制・公会計部会から 1 名を選出する。
- (4) 共同ワーキング・チームの構成員は、共同ワーキング・チームの座長の了解を得た上で代理出席を可能とする。
- (5) 共同ワーキング・チームには、必要に応じて有識者を招集し、議論に参加することができる。

### 3. 共同ワーキング・チームの議事

- (1) 議事は非公開とする。ただし、共同ワーキング・チーム終了後に、構成員の了解を得た上で資料及び議事概要を公表する。
- (2) 座長は、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の座長が正当な理由があると認めるときは、共同ワーキング・チームに諮って、資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 共同ワーキング・チームは、上記目的を踏まえ、必要な都度開催することとする。

### 4. 共同ワーキング・チームの庶務

共同ワーキング・チームの庶務は、会計基準等部会の庶務を担当する総務省行政管理局独立行政法人制度総括担当と、法制・公会計部会の庶務を担当する財務省主計局法規課公会計室が行う。

### 5. その他

上記のほか、必要な事項は座長が定める。